

バリアフリー法の移動円滑化基準の条例委任について

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)」の成立により、これまで法律・政省令等で定められていた様々な基準を、地方自治体の条例により定めることとなりました。

2 バリアフリー法に係る移動等円滑化基準

	政省令等（現行）	委任を受ける県条例	新条例の対象
建築物	バリアフリー法施行令 （政令）	平成20年に埼玉県建築物バリアフリー条例を制定済み	
道路	道路移動等円滑化基準 （国土交通省令）	県が新条例を制定	県管理県道
都市公園	都市公園移動等 円滑化基準 （国土交通省令）	埼玉県都市公園条例を一部改正	県営公園

※ 市町村道・市町村営都市公園については、それぞれの市町村が条例で基準を定めます。